

東京都 自転車活用推進計画 (案)

2021年(令和3年)2月









目 次

はじめ	٥١٤	1
1 計 2 計 ((;	 概要 画の位置付け 画の概要 1) 計画の目的 2) 計画の区域 3) 計画の期間 4) 関連する既存計画 	. 2 . 3 . 3
第2章	章 現状と課題	10
	転車の利用状況	
(1) 東京都内の自転車の保有・利用状況	10
(:	2) 東京都内の路上駐車の状況	17
(:	3) 東京都内の自転車シェアリングの利用状況	19
(4) 東京都内の放置自転車の状況	21
(5) 東京都内の道路幅員の状況	23
2 自	転車利用と健康	24
(1) 健康・体力の状況と自転車利用	24
(:	2) 東京都内の自転車通勤の状況	27
3 自	転車と観光・国際交流	29
(1) 東京都内の自転車レースの開催状況	29
(:	2) 旅行者の推移・自転車観光の状況	31
4 自	転車関連事故の発生状況	
(1) 東京都内の自転車関連事故の推移	34
(:	2) 東京都内の自転車関連事故の発生状況	35
(:	3) 東京都内の自転車事故の内訳	36
5 新	技術の進展とライフスタイルの変化への適応	
(MaaS の社会実装の進展 	40
(:	2) 新たなモビリティ	42
•	3) 新型コロナウイルス感染症の拡大に伴う新しい日常	
6 現	状を踏まえた課題	49
第3章	章 自転車活用推進に向けた積極的な取組	50
1 目	指すべき将来像 ~誰もが自転車を安全・安心・快適に利用できる環境づくり~.	50
2 積	極的に取り組む事項	52

3	施策	5の内容	54
	(1)	自転車ネットワークの形成	54
	(2)	自転車安全対策の強化	55
	(3)	自転車シェアリングの広域利用促進	56
	(4)	新しい日常への対応	57
第4	4 章	実施すべき施策	58
1	環境	節形成 ~様々な場面で自転車が利用される将来~	60
	(1)	自転車通行空間等の計画的な整備推進	60
	(2)	総合的な駐車施策の推進	65
	(3)	自転車シェアリングの普及促進	68
	(4)	地域のニーズに応じた自転車駐車場の整備促進	72
	(5)	放置自転車対策の推進	74
	(6)	まちづくりと連携した総合的な取組の実施	76
	(7)	多様なニーズに対応した自転車等利用環境の整備促進	78
2	健康	長増進 ~自転車で心身共に充実した日常生活が送れる将来~	79
	(1)	サイクルスポーツ振興の推進	79
	(2)	健康づくりの推進	80
	(3)	自転車通勤等の促進	81
3	観光	妊娠興 ~国内外の旅行者が自転車で観光を楽しめる将来~	82
	(1)	国際的なサイクリング大会等の開催	82
	(2)	サイクリング環境の創出	84
	(3)	観光への自転車の活用	85
4	安全	全・安心 ~安全・安心に自転車が通行できる将来~	86
	(1)	安全性の高い自転車普及の促進	86
	(2)	自転車の点検整備の促進	87
	(3)	自転車の安全利用の促進	88
	(4)	学校における交通安全教育の推進	95
	(5)	災害時における自転車の活用	95
第:	5 章	自転車活用推進重点地区の設定	96
		j	
2		5車活用推進重点地区のイメージ	
	(1)	7.00 I.V. =	
	(2)		
	(3)	C. 健康増進・観光振興自転車活用推進重点地区	100
第(3 章	計画のフォローアップ 1 ⁻	01

はじめに

自転車は、誰もが気軽に利用でき、健康づくりに資する、環境負荷も少ない身近な交通手段です。車中心から人中心の、環境にやさしいまちづくりを進める上で、自転車を活用していくことが重要です。

東京都は、自転車保有台数が全国で最も多い都道府県であり、通勤・通学など広く都民に利用され、鉄道や自動車とともに都内における重要な交通手段の一つとなっています。

その一方で、都内の自転車関連事故の発生件数はここ数年増加傾向にあります。また、都内の自転車関連事故が全事故に占める割合は、2019年には39.0%であり、全国平均の21.1%と比べて高く、自転車利用環境の安全確保が課題となっています。

このような中、自転車の活用による環境負荷の低減、災害時における交通機能の維持、国民の健康増進等を図るとともに、自動車への依存低減や、交通手段としての自転車の役割拡大、交通安全の確保を図ることを基本理念とした「自転車活用推進法」が2017年5月に施行されました。これを受けて、国は「自転車活用推進計画」を2018年6月に策定しました。また、法第10条に基づき、東京都は「東京都自転車活用推進計画」を2019年3月に策定し、都内における自転車活用に関する施策の推進を図ってきたところです。本計画は2020年度までの計画期間となっており、引き続き、自転車活用の推進を図ることが重要であるため、計画を改定することとしました。

一方、2020年に入り、新型コロナウイルス感染症の拡大により、自転車を取り巻く社会情勢は大きく変化しました。「密閉、密集、密接」の3密を回避する交通手段としての自転車利用や、宅配デリバリーサービスの利用増加などを背景に自転車の利用が拡大し、都においても、「新しい日常」が定着した社会に向けて徒歩や自転車の利用を推奨しています。

こうした状況を踏まえ、改定に際しては、新しい日常への対応も加え、通行空間整備や交通安全の計画を包含した法定計画として、都の自転車活用に関する多種多様な施策を総合的に取りまとめました。

なお、計画改定後は、引き続きフォローアップを実施し、着実に施策を推進していきます。

第1章 概要

1 計画の位置付け

本計画は、自転車活用推進法第10条に基づき、国の自転車活用推進計画を踏まえて策定するものであり、都市づくりや交通、健康、環境、観光等、都の自転車活用に関する施策の総合的かつ計画的な推進を図るための基本となる計画として位置付けます。

本計画の位置付けを図1-1に示します。

国の計画 自転車活用推進計画 都の総合的な計画 区 市 東京都自転車活用推進計画 町 東京都長期戦略(仮称) 村 都市づくりのグランドデザイン **ഗ** 自 東京都都市計画区域マスタープラン 転 車 活 用 都の自転車に関する計画 推 進 <自転車通行空間の整備> 計 画 東京都自転車通行空間整備推進計画(案) <自転車の安全利用の促進> 第11次東京都交通安全計画(案) 東京都自転車安全利用推進計画(案)

図 1-1 東京都自転車活用推進計画の位置付け

2 計画の概要

(1) 計画の目的

東京都は、少子高齢化や人口減少が進行する中においても、都市の持続的発展を可能とするために、集約型の地域構造への再編を進め、車中心から人中心の、居心地が良く歩きたくなる都市づくりを促進していくこととしています。

こうした将来の都市づくりにおいて、自転車を環境負荷低減や健康増進に寄与するだけでなく、重要な交通手段の一つとして、誰もが安全・安心・快適に利用できる環境づくりを進めていきます。

また、新型コロナウイルス感染症の拡大を契機として、「密閉、密集、密接」の3密を回避し、感染症の拡大防止と経済社会活動の両立を図る新しい日常にも対応する、サステナブル・リカバリーの考え方に立脚した強靭で持続可能な都市づくりを進める視点からも、自転車活用を推進していきます。

(2) 計画の区域

計画区域は、東京都全域(区部及び多摩・島しょ)とします。

(3) 計画の期間

自転車活用を推進するにあたり、中長期的な施策の効果発現を目指すとともに、本計画と 関連を有する各種計画との整合を図るため、期間は2030年度までとします。

(4) 関連する既存計画

表 1-1 国の計画

自転車活用推進計画				
策定日	2018年6月8日	計画期間	2020 年度まで	
概 要		計画 いっぱい はいます はいます はいます はいます はいます はいます はいます はいま	、及び自転車の活用の推進に関 的にのっとり、自転車の活用の 法第9条に基づいて位置付け 基本となる計画として位置付け べきの形成 による自転車通行空間の確保 を定める。 環境の自転車通行空間の整備 る健康長寿社会の実現 と進まれる推進 を発の推進 国の実現	
	12 走行環境整備や受入環境整備等による世界に誇るサイクリング環境の創出 目標4 自転車事故のない安全で安心な社会の実現 13 高い安全性を備えた自転車の普及促進 14 自転車の点検整備を促進するための広報啓発等の促進 15 交通安全意識の向上に資する広報啓発活動や指導・取締りの重点的な実施 16 学校における交通安全教室の開催等の推進			
	17 自転車通行空間の計画的な整備の促進(再掲) 18 災害時における自転車の活用の推進			

表 1-2 都の総合的な計画

東京都長期戦略(仮称)				
策定年月	計画期間			
策定年月	策定中			

都市づくりのグランドデザイン				
策定年月	2017 年 9 月 目標期間 2040 年代			
概要	(位置付け) 2016年9月に東京都市計画審議会から示された答申「2040年代の東京の都市像とその実現に向けた道筋について」を踏まえ、目指すべき東京の都市の姿とその実現に向けた都市づくりの基本的な方針と具体的な方策を示す。 (都市づくりの7つの戦略) 東京 2020オリンピック・パラリンピック競技大会の成功とその先の東京の未来への道筋を明瞭化した実行プランが目指す「新しい東京」の実現に向け、2040年代を見据え「活力とゆとりある高度成熟都市」を都市づくりの目標として、分野を横断する7つの戦略を設定し、先進的な取組を進めていく。 1 持続的な成長を生み、活力にあふれる拠点を形成 2 人・モノ・情報の自由自在な交流を実現 3 災害リスクと環境問題に立ち向かう都市の構築 4 あらゆる人々の暮らしの場の提供 5 利便性の高い生活の実現と多様なコミュニティの創出 6 四季折々の美しい緑と水を編み込んだ都市の構築 7 芸術・文化・スポーツによる新たな魅力を創出			
	戦略2「人・モノ・情報の自由自在な交流を実現」 政策方針6「道路空間を再編(リメイク)し、ゆとりやにぎわいを生み出す」 ・道路ネットワークの形成により円滑な交通が実現する地域において、まちづく りや地域のニーズに応じ、自転車や歩行者の快適な通行空間を実現する。			
	政策方針8「鉄道ストックを基軸に誰もが移動しやすいまちをつくる」 ・交通結節点周辺において、地域のニーズに応じ公開空地等への自転車シェアリングのサイクルポート設置の検討を進める。 ・自転車走行空間や駐輪場の整備、ルール・マナーの啓発などにより、自転車の利用環境を充実し、環境負荷低減や健康増進に寄与する自転車活用を推進する。			

都市計画区域マスタープラン				
策定年月	2014年11月改定	計画期間	2025 年	
概要	(目的) 都市計画区域の整備、開発及び保 は、都市計画区域の整備、開発及び保 は、おか計画を 的な方針を定める。 (基本戦略) 都市社会の到来、首都勢の変化を 高齢社など、首都勢の変化を でいるでででする。 1 国次を基本戦略をする。 1 国次を基本戦略をするのででである。 2 広域をとするのででである。 1 国際交流をとするのでである。 2 広域をとするのでである。 1 国際交流をといるのでは、 2 ないのでは、 3 を全いている。 4 暮らの低炭素化 6 水といるの豊かな関いの創出 7 美しい都市の低炭素化」 基本戦略5 「都市の低炭素化」	、都道府県が こした7つの基 〕迫性、都市間 いまえ、都市計	広域的見地から都市計画の基本 本戦略を基に、人口減少・少子 競争の激化、地球環境問題の深	
	(都市の低炭素化に関する主要な都市計画の決定方針) ・歩行者、自転車、自動車がそれぞれ安全で快適に行き交うことができる道路空間を確保するとともに、環境負荷の少ない交通手段として見直されている自転車の利用促進を図る。			
キッパゴルにほど囚る。				

※現在改定中であり、都市計画の案の縦覧は 2020 年 12 月 2 日 (水) ~同月 16 日 (水) に行いました。

 $(\texttt{https://www.toshiseibi.metro.tokyo.lg.jp/seisaku/master_plan/index.html})$

表 1-3 都の自転車に関する計画

東京都自転車通行空間整備推進計画(案)				
策定年月	2021 年度早期 計画期間 2030 年度まで			
	(背景・目的) 自転車は、通勤・通学や買い物、サイクリングなど広く都民に利用される身近な交通手段となっており、昨今の健康増進や低炭素社会への意識の高まり、「密閉、密集、密接」の3密を避けた「新しい日常」に対応した交通手段として、自転車利用ニーズが高まっている。 その一方、都内の全ての交通事故に占める自転車関連事故の割合は約4割で、全国平均の約2割と比べて高く、今後、自転車の利用が促進されていく中、より安全で快適な自転車の利用環境の創出が求められている。 (優先整備区間の考え方) 道路状況や地域特性を踏まえつつ、計画的かつ効果的に自転車通行空間を整備			
概要	していくため、以下の3つの視点に基づき、「優先整備区間」を選定する。 ①既存の自転車通行空間との連続性 既存の自転車通行空間と接続することにより、自転車通行空間の連続性が形成され、自転車交通の利便性がさらに高まる区間を優先的に整備する区間 ②区市町村道の自転車ネットワーク計画路線との連続性 各市町村の自転車ネットワーク計画路線及びその計画路線と接続することにより、自転車通行空間の連続性が形成され、自転車交通の利便性がさらに高まる区間を優先的に整備する区間 ③自転車交通量や事故の発生状況 自転車交通量が多く、事故の危険性がある区間を優先的に整備する区間 (整備形態の選定に関する基本的な考え方) 自転車通行空間の整備にあたっては、道路幅員の中での自転車通行空間の確保や、歩行者、自転車、自動車の交通量、駐停車車両や沿道の状況等を踏まえて、地域の道路事情に応じた形態により整備を進める。			



第 11 次東京都交通安全計画(案)				
策定年月	2021 年度早期	計画期間	2025 年度まで	
概要	2021 年度早期 (策定主旨) 交通事故の防止は、行政機関や、力を挙げて取り組まなければ的なが全般に推進しているのののでは、で変化があるが、力に推進しているのでは、で変化ができれたでは、で変化ができれたでででである。 1 高齢者の安全利用のなができる。 1 高齢者の安全利用の推進るのでは、のでは、のででは、のでででである。 1 高齢者の安全利用の推進る。 2 自転車の安全対策の推進4 飲酒運転の根絶	関係民間団体まい緊急かつ重策の大綱を立てが、究極的で変更を立ている。	だけでなく都民一人ひとりが全要な課題であり、交通安全対策め、これに基づいて諸施策を強には、交通事故のない安全・安 生に、子供の交通安全確保等を、各課題に対応した各種の交通	
	5 先端技術の活用 6 「新しい日常」に対応した交通安全対策の推進			
	7 東京 2020 大会を踏まえた交通安全			

東京都自転車安全利用推進計画(案)			
策定年月	2021 年度早期	計画期間	2025 年度まで
概要	(策定主旨) 東京都自転車安全利用条例第8条正な利用の促進に向けた東京都の施合的に推進する。 (実施事項) 自転車に関わる各主体(行政、自施する。 1 自転車の安全利用の実践 2 自転車の安全利用に関する教 3 放置自転車の削減 4 安全な自転車利用環境の整備 5 安全性の高い自転車の普及 6 自転車事故に備えた措置 7 悪質・危険な自転車利用者に	策及び自転車 日転車利用者、 育の推進 等	利用者、事業者等の取組を総